

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例

札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第21条第5項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

- (2) 第21条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これらの規定による」を「第7項又は第8項の規定により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

雇用保険法の一部改正及びそれに伴う国家公務員退職手当法の改正内容等を

考慮して、本市の教育職員の失業者の退職手当について国の制度に準じた改正を行うため、本案を提出する。